

平成 28 年 6 月 30 日

金融行政体験実習 実施要領

（目的）

第 1 条 本要領は、金融行政に関心を持つ大学及び大学院（以下「大学等」という。）の学生を、金融行政体験実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合における実習の実施方法、実習生が従うべき服務規律その他必要な事項を定め、もって当該学生の学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び金融行政についての理解の増進を図ることを目的とする。

（実習生の資格要件）

第 2 条 実習生は、大学等の学生であって、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

（実習生の募集）

第 3 条 金融庁総務企画局総務課長（以下「総務課長」という。）は、受入課室ごとの受入予定者数、受入条件等を金融庁ホームページに掲載し、大学等及び学生等に実習の実施について周知するものとする。

（実習生の受入れ）

第 4 条 総務課長は、実習を希望する学生の調査票の提出があったときは、受入課室の長と協議の上、実習生を決定して、当該大学等に通知するものとする。この場合において、実習を希望する学生への結果の通知は、当該大学等において行うものとする。

ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、総務課長は、当該実習を希望する学生に直接結果を通知するものとする。

2 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学等と金融庁との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。

ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生と金融庁との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書を締結するものとする。

3 実習生は、実習の開始前に、服務規律の遵守等に係る誓約書を提出するものとする。

（実習の実施方法等）

第 5 条 受入課室の長は、実習生の受入れに当たり、当該実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定めるものとする。

2 実習指導官は、実習の内容等を記載した実習計画書を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

3 実習生は、実習指導官の助言のもとに受入課室における補助的な行政事務に従事するものとする。

4 受入課室の長及び実習指導官は、金融庁政策上漏洩すると重大な影響を及ぼし得る秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置かないものとする。

(実習期間)

第6条 実習期間は、原則として、平成27年8月下旬～9月中旬の一定期間（1週間）とし、具体的な日程については、受入課室の実情により総務課長が決定する。

(実習時間)

第7条 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの9時30分から18時15分までとする。このうち12時00分から13時00分までを休憩時間とする。

ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。

(実習生の身分等)

第8条 実習生は、国家公務員としての身分を保有しないものとする。実習に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、全て実習生の負担とする。

(災害補償等)

第9条 実習生は「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入し、実習中における関係他者（金融庁、人物、財物等）に対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償を補償する。

(実習生の服務等の取扱い)

第10条 実習生は、実習期間中金融庁職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の指導、監督等に従うものとする。

2 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、やむを得ず欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出るものとする。

(秘密の保持)

第11条 実習生は、実習期間中知り得た秘密を、実習期間中及び実習終了後において、大学等を含む部外者に漏らしてはならないものとする。

また、実習生は、実習活動を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官若しくは総務課長の指示に従うものとする。実習終了後においても同様とする。

(実習報告書の作成)

第12条 実習生は、実習期間の終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導官及び総務課長に提出するものとする。

(実習の中止)

第13条 総務課長は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより金融庁の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができるものとする。この場合において、総務課長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学等の長に通知するものとする。

(実習成果の公表)

第 14 条 実習生は、実習の成果を論文等により発表する場合には、事前に実習指導官及び総務課長の承認を得るものとする。

(雑則)

第 15 条 この実施要領に定めるもののほか、実習の実施に関し必要な事項は、総務課長が別に定めるものとする。

2 この実施要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた事項については、総務課長、受入課室の長及び大学等が協議して決定するものとする。